

第十二回
会

参議院内閣・大蔵・農林連合委員会會議録第一号

昭和二十六年十一月十六日(金曜日)午
前十一時十二分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 河井 彌八君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君

委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君

大蔵委員

委員長 平沼 彌太郎君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君

委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君

農林委員

委員長 羽生 三七君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君

委員 西山 龜七君 柳 眞吉君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君

出席者は左の通り。
内閣委員
委員長 河井 彌八君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君

委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君
委員 山花 秀雄君 柳 眞吉君

大蔵委員

委員長 平沼 彌太郎君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君

委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君
委員 大矢 半次郎君 柳 眞吉君

農林委員

委員長 羽生 三七君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君

委員 西山 龜七君 柳 眞吉君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君
委員 西山 龜七君 柳 眞吉君

理事

委員

片柳 眞吉君
山崎 恒君
岡村文四郎君
池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
瀧井治三郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
赤澤 興仁君
飯島通次郎君
瀧口 三郎君
松浦 定義君

委員外議員

人事委員長 吉田 法晴君
國務大臣 厚生 大蔵
農林大臣 根本 龍伍君
政府委員 行政管理局 城 義臣君
行政管理局 大野 木克彦君
行政管理局 中川 融君
行政管理局 管理部長 中川 融君

行政管理局 管理部長 中川 融君
行政管理局 管理部長 中川 融君
行政管理局 管理部長 中川 融君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 安樂城敏男君
常任委員 安樂城敏男君
常任委員 安樂城敏男君

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 安樂城敏男君
常任委員 安樂城敏男君

〔河井彌八君委員長席に著く〕

○委員長(河井彌八君) これより内閣・大蔵・農林三委員会の連合委員会を開会いたします。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これが議題であります。

本日只今都合によりまして農林委員諸君の御発言を請います。

○小林孝平君 私は昨日この法案の附則第三項について橋本長官にお尋ねいたしましたところ、長官から極めて不明確な御答弁を頂きまして非常に残念に思っております。

この項につきましては農林大臣にお尋ねいたすより直接の責任者である橋本長官の明確なる御答弁をお願いいたすつもりであつたのが、只今申上げたように非常に不明確であり、更にこれに関連して御答弁ありました諸点につきましては私たちが非常に納得しかねる点が多々あつたのでございます。これらの点についてはこの質問に関連して更に本日お尋ねいたしたいと思ひますけれども、差当りまして農林大臣にお尋ねいたしたいことはこの附則の第三項に「米穀についての統制が廃止されるに至らなかつた場合においては、……七千九百六十人を限度として、政令の定めるところにより、食糧庁の職員定員を増加することが出来る。」要するに七千九百六十一人を米の統制を続けるならば食糧庁の職員に戻すと、こういうことが明記されてあるのではありませんけれども、この附則から考えますと作報の統計調査の職員は食糧の統制には関係な

いと、こういうふうな解釈するのが至当であらうと思つております。この点農林大臣の明確なる御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) この点は先日もいろいろ御質問がありました通り、統計調査の仕事は作報事務が従来重点でございまして、それと相関連いたしまして一般的な農業政策樹立のための各般の統計調査をいたしておるものであります。その意味におきまして從來は農業統計調査機構が統制のための機関であるような印象を受けたために統制撤廃したならばこれを全廃していいのじやないか、こういうふうないろいろな議論があつたのであります。が、我々はさうに感じていないのであります。この統計調査の仕事は勿論供出と関係があつたのでありますけれども、今回の我々の統計機構を存立せしめたところの最大の理由は、先日も申上げたように農業政策を樹立するための基本的な資料を確立するという意味においてこれは作つたのでござい

ます。その意味において統計調査の事務は供出と全然関係がないというふうな考え方はございせん。勿論これが基礎になりまして、統計調査が基礎になりまして個人別調査の割当、その意味においては関連がございしますが、併し統計調査の要員はできるだけ簡素化して、事務を簡素化すると同時に、而も各人の能率を下げないでやり得る限度でこれが定員を定めたのでござい

ます。

○小林幸平君 農林大臣の昨日の午前中の御答弁でも統計調査の職員と食糧統制の關係は、關係あるかのごとく、又なきかのごとき御答弁があつたので、特に私はこの点をお尋ねいたしましたのでありますが、只今の御答弁によりまして少くとも統計調査の職員は食糧の統制とは行政整理の面においては關係ないというふうに解釈して差支えなないものだと、こういうふうに考える次第でございますが、この点を明確に一つもう一度して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の定員においては直接關係あるものとして考えておるのであります。

○小林孝平君　そういたしますと今度は統計調査の職員を四〇数パーセントというふうに大量に整理されました理由につきまして、昨日も御答弁があつたのでありますけれども、私はそういうふうに大量に整理されるのが食糧の統制と関係なくおやりになつたということについてもう一回明確に、どういう事務を整理してこの四十数パーセントというものを整理されるのかという点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君)　今度の行政整理のうち一番大きな要素を占めておるのは作報事務でございます。他のほうの氣象感應とか、或いは集計とか、こういうものについては一般の各機關と同様な程度でございまして、作報事務のうち特にこれが多く整理率が出て来ておるのは面積調査のほうが大分、これは過去二、三年のうちにおいて大体変動が少くなつておるということとで、米についての面積調査がずつとそのウェイトを軽くしております。それから又単位の取り方でございます。

が、従来は非常に細かい、従つて全国に亘つてたくさん単位を取つておつたのでございますが、二、三年間の統計実績から見ますとこの単位の取り方を減らしてもいいということで、それが減つたのが一つでございます。それからもう一つは、雑穀、いも類、これらの調査が作報事務として非常に重要な問題でありましたが、これがなくなつて来ておる。これはそれほど今後の農業政策については各府県における統計を斟酌して、集計してそれで大体で済むということ、大体主食を中心としたところの調査方法に移転したのであります。こういうような観点からいたしまして、作報の第一線における機構を縮小した。従来一番精密に配置しておつた當時はたしか三カ町村くらいに一出張所でありましたが、現在ははたし、大カ町村になり、今後は大体一郡に一出張所の形においてこれをやる。こういうような観点からいたしましたので、提案いたしました定員の状況になつておりますから御了承願ひます。

○小林孝平君 昨日橋本長官に、例へばこの七千九百六十一名の御説明を長官がされた際に、これは食糧の配給の仕事を担当している職員である。こういふふうにお答えになつたのであります。これは全く見当違いであります。これは他の委員から更に御指摘があるとありますけれども、食糧庁の食糧管理の部では、食糧管理の全部の職員を合せましても現在六千八百人しかいない、それが長官の御答弁では七千九百六十一名という数字が、全部食糧の配給に関係する職員であるから、これを元に戻すというような御答弁があつたのでありますけれども、

これに關連して更にいろ／＼お尋ねしましたら、細かいことは農林大臣に聞いてくれ、こういうことであつたのであります。が、私はこういう数千名も行政整理をなさることが細かいことだとはちつとも考えておらぬのであります。この点をこういう重大な数字を長官は少しも御存じない。その説明は誠にしどろもどろで、そのために遂にこの委員会を散会しなければならぬ、こういうふうになつたのであります。が、これに關連いたしまして、農林大臣は進んでこれだけの行政整理をする必要がある、これは食糧庁だけでなく、全部の職員につきまして、農林大臣はみずから進んでこういう数字を出したのか、或いは他の方面から押付けられて止むを得ず、こういう数字を出したのか、明確にして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) この定員法につきましては、これは内閣全体ののりきまして、これは内閣全体ののりきまして、押付けられたとか進んでとかいうことはこの際御答弁する範圍にやないと思いますが、この七千九百六十一名を整理するというこの内容については、これは小林さん御存じのようには、実はいわゆる管理事務と検査事務が一緒に入っております。ここで一番大きな問題は、管理事務については統制撤廃になれば当然やる。併しながら検査事務については統制とは必ずしも直接関係しない、理論的に然るにそれが約五〇％の減になつていふことについて、の御批判を受けていることは私も承知しております。この点については私も随分心を痛めている問題でございます。現在、

状況におきましては、実は理論的には単純なる、単純なるといえますか、専ら検査事務だけをとっているように見えますけれども、実際は供米の殆んど大部分の仕事というのは、この検査員の各位が各部落を廻り、農家を廻つてやつてゐる。こういう現状にあるのでありまして、その点は実は本来の仕事以上に多くの任務をお願いしているといふような恰好でございます。而もこれらの諸君が、戦時中から、特に戦後の食糧の逼迫した当時におきまして、非常に農民と政府との間に立つて苦衷をなめながらやつて来ている。然るに今回大量のこれらの人々を行政整理をしなければならぬという状態になりまして、私も非常に心を痛めておるのでありますが、併し一面におきましてこれはいろいろ皆さんも申されておるとく、財政的には何らこれにおいて大した節約にならんじやないか、而もこれを切るということについてはいろいろ御指摘がありました、これについてはすでに私は何回も申上げたごとく、実は難きを忍んでこれを実行しようとしておるのでございますが、この問題についてはすでに衆議院のほうにおける修正も出て参りました、我々も又これは附則の第三項は訂正せらるべきだといふことについては同感でございまするが、実は大体こういう附則自身つけるのが、私も実は橋本君も同様でありましたが、おかしなことでありまして、今までの立法形式にないことであります。然るにこの附則をつけた当時の情勢は、橋本大臣から幾度かお話がありましたように、その統制撤廃に関する基本的な問題が關係筋においてまだ結論を出さない、併しながら定員法

と予算については一応OKされてしまつた。ところがこれをそのままにしておきますという、實質上は定員法と予算との關係において、統制撤廃に関する本格的な認證を与えたというような結果になるから、この問題は近く基本的な問題について意見がまとまるであらうから、そのときまでの便宜の措置としてこの附則第三項がつけられたものと私は報告を受けておるのでありますが、そういう観点からいたしましたこの附則三項はすでに御指摘のように、労働省の人員、或いは運輸省の人員についても当然やるべきであつたのであります。併しながらこれは統制撤廃に關する具体的な措置が出た場合においてこれがなされるべきであるが、基本政策についてはまだペンディングであるということだけを意思表示するたために、向うとの間にこういうふうな了承が出たからこういうものが出た。そういう意味においては小林さん並びに他の委員のかた々の御指摘した通り、これは甚だ体裁の悪いものでございまして、この点は私も非常に遺憾に感じておる次第でございます。

○小林孝平君 私 は先日からの、特に昨日の午前の農林大臣の御答弁で、農林大臣が非常に心痛され御心配になり、難きを忍んでおやりになつたと、こういうふうにご考えましたので、特にこれは橋本長官にお伺いしなければわからんだろう、こういうふうにご考えてから間違ったところ、細かいことは農林大臣に聞けど、こういうことであつたのであります。私は農林大臣がそのように心痛され、難きを忍べたなな千から、もう少し橋本長官が少くとも七千九百六十一名がどういう数字である

か、特にこんな不体な附則をつける
ぐらいならば、それがどういふ数字か
ぐらいは橋本長官に納得さしていい
という事は、余り真剣に考えたとは
どうして思えない。特にこの審議を
国民が、特に整理される数万人の人、そ
の家族を合せれば、莫大な人たちがお
るわけでありまして、その人たちがこ
の審議の状態を見たら非常に残念に思
う。こういうやり方で整理されては私
はたまらなうと、こういうふう
に考えておるわけでございます。どうし
ても必要上整理されるというのなら私
たちも納得し、又整理される人も喜ん
でその整理の対象になるだろうと思
いますけれども、昨日来の橋本長官の御
説明では、さつぱりいい加減な、大根
でも切るような調子で整理される。こ
ういふ感じを私たちは受けるので、特
に農林大臣は心痛するとか何とか言
っておられますけれども、この整理の内
容などは各省通じても二日あれば明
敏なる橋本長官は御理解なさるだろう
と思うのですが、ちつともそういう細
かいことはわからんというふうな整理
のやり方では私たちは納得が行かな
い、こういうふうな考えをおるわけ
でございます。なおお尋ねしたいことは
ありますけれども、他の委員の発言も
ありますから、これで私の質問を終
ります。

○片柳眞吉君 昨日の質問が残つてお
りますから……昨日実は質問いたしま
してまだ御答弁がないわけでありま
すから、もう一遍御質問をいたしたい
と思ひますが、実はこの七千九百六十
一名は、昨日の橋本長官の御説明では米
の統制が續いて配給が続くと、こうい
う意味から七千九百六十一名を復活し

たのである、こういうお話が出たので
あります。ところが今日農林大臣の御
答弁では、配給業務ではない、管理業
務という意味で七千九百六十一名を復
活したので、こういうふうな御答弁
が多少違つておるわけですが、これは
大した私には気にはいたしません、併
しそのなりましても、やはり管理業務
の現在の定員が依然としてやはり六千
八百八十二名であります。それに対し
て復活の員数が七千九百六十一名とい
うのは、やはりこれは管理業務とい
ふに御説明になつても、やはりそこ
にはどうしても数の食い違いが出て来
るのであります。これはどういふふう
な関係になりますか、重ねてお伺
いたしたい。

それからも一つは、昨日も申し上げ
たのであります。統制が存続する
という事は、配給の仕様が継続する
ことは勿論であります。又従つて
管理業務が現在通り続くこともこれは
勿論でありますけれども、併し一番
大きな問題は、供出の仕事がですね、
これは勿論これは継続するわけであり
まして、そうなつて来ると、この検査
員の解釈であります。昨日の御説
明では、検査員が或る程度供出関係の
仕事もやつておるから、一般の検査の
五％に対して相当高率な整理をするの
だ、単に検査プロパーだけではないの
で、検査プラス一般の供出関係等の仕
事もやつておるから、普通の率以上に
切つたのだというお話があつたわけ
ですが、ところが今度は復活する際には
検査員が供出の仕事をやつておるな
らその方面の復活は殆んど考慮がされ
ないと、こういうことはどうも、切る
場合にはそういうふうにして、復活す

る場合にはプラスアルファを關却す
るというふうな、どうもそんな感じが
するわけでありまして、昨日は、実は私
は橋本長官の御答弁を配給業務である
というところで御説明になつた点を、私
の推測を以てして言つた、そう言いま
せん。統計調査部の職員を復活する
という問題が起きて来る意味からで
す、供出ではないので、配給の意味
で七千九百六十一名を復活したので、
供出とは無関係であるということ。統
計調査部の復活案を或る程度そこでカ
ットをしようという意思ではないかと
思うのであります。私は今日農林大
臣の御答弁を得て、やはり管理業務と
いうお話で多少その点は了解いたしま
したけれども、併し依然として検査員
が併せて供出の仕事をやつておるとい
うことであります。統制が存続す
れば、単にプロパーの管理業務の人を
復活するのに加えて、供出の仕事も併
せてやつておる検査員の定員も相当復
活をさせないと、管理制度の基本をな
す供出はうまく行かない、特に今年の
お米があいまいな経過であります
ので、これはよほどその辺の努力をい
たしませんと、供出もなか／＼遂行で
きないというのを実は心配をいたし
ておるわけでありまして、そういう点か
らどうも今日農林大臣の御答弁で、私
は七千九百六十一名という合理的な理
解はできないのであります。その辺に
つきまして重ねてお伺いたすわけ
であります。

それからもう一つは、昨日も申し上げ
たように、統計調査部の職員に關して
は、勿論これはお話がありましたよう
に、供出と無関係に当然これは存続す
べきものだと思いますが、併し一

部はどうしても現在の供出制度と関連
があるわけでありまして、従いまして従
来の郡単位の生産高の調査も府県単位
でやつてよろしいというの、これは
やはり統制撤廃を前提としてのお話で
ある、従つて米の統制が存続すれば、
やはり一定の員数は当然にやはりこれ
は復活をさせないと、これはおかしい
というふうな思ふのであります。以上
の二点につきまして重ねて一つ御答弁
をお願いしたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) お答え
いたします。今の片柳さんの復活の中
には食糧管理のみならず検査員も当然入
るべきだ、七千九百六十一名の中の過
半数が検査員の内容でございますので、
復活する場合には、そういう形になる
のじゃないかと私は考えております。
それから統計調査の問題について
は、御指摘の通り、これは理論的には関
連はなくてもいいというところになりま
すけれども、實際上関係があることは
事実であります。現実においてこの統
計調査の業務が末端において非常に角
度が正確でなければ個人割当、その他
が非常に公平を欠くではないか、これ
についていろいろ議論がありまして、
地方自治体においては、末端業務につ
いては、むしろ我々のほうが正確な数
字を持つておるのだ、むしろそうじゃ
なくて郡県の総量がわかりきさすれ
ば、あとは我々の農業調整委員なり、
町村のほうが正しいという、こういう
主張もあるようでありまして、併し今
日までの業務のやり方は、こういうふ
うな供出という農民にとつては相当辛
い仕事の基礎を固めるものが、地方自
治体だけに任せるといふことは、かな
りそこに政治的數字が出てまして、各町

村間のバランスがとれないということ
で、こういう末端までやつておつたの
でありまして、その意味においては、
片柳さんの言つたことは私も是認いた
す次第であります。

○片柳眞吉君 ちつとお話が又わか
らなくなつたのですが、七千九百六十
一名は主として、と申しますか、大部
分は検査員ということになりますと、
又そこに別の疑問が出て来るのであつ
て、勿論検査員のかたも或る程度本来
の仕事に加えて管理業務も便宜やつ
ておりますが、併しやはり管理業務プロ
パーの人は、やはり六千八百八十二名
の本庁なり、各食糧事務所の実際の買
入れ売買をやつておる現業の職員であ
つて、それが片手間にやつておる検査
員が大部分だということになります
と、ちつと又ウエイトとしてもおか
しいような気がするのでありますが、七
千九百六十一名の内訳というものはご
いますか、検査員が幾ら、それから本
来の管理業務に従つておる者は何名と
いう内訳はありますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) この定員
は一本になつておるのであります。従
いまして実際の運用面に當りまして
は、検査事務と管理事務との関係の調
整もとらなければならぬと思ひます
が、私が先ほど言つたのは、言い過ぎ
でございます。全然検査事務は入つ
ていないというふうな印象を受けられ
たので、これには相当入つておるとい
うことを申し上げたので、大部分とい
うことは言い過ぎの言ひ方であります。
○片柳眞吉君 ですからそうなつて来
ると、内訳がどうしても必要ではない
かという、やはり理論的な結論になる
と思ふのであります。七千九百六十

一名から本来の管理業務の人が六千八百八十二名でありますから、その開きが千七百九十九名、これだけは検査員を切るということに……検査員を復活するということでありまして、これは恐らくきまつて実施をする場合にはどこを切るかという問題はやはり或る程度はつきりいたしませんと、食糧庁でも最後の場合どこまで切られるかというところになるとこれは大問題だと思つてあります、やはりこれはその内訳がはつきりしませんとこれは困るのではないだらうか。今言つた六千八百八十二名は全部復活して、更に残存の千七百九十九名を合せて管理業務をやつておる一万何千名の検査員の中からビツク・アップして千七百九十九名を切るという復活するのであるか、その辺はやはり實質上問題が起ると思う。更に意見としては、供出の第一線をやつておる何万名の検査員を五割切る当初の案から僅に一千七百九十九名を復活するのでは、これは私は更に困難を加えて来ておる今年の米の供出には私は相当の無理があるのではないかという実感を保持つておるであらう、その辺につきまして重ねて一つお考えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 整理の内訳の細部につきましてはまだ検討しなければならぬ点があると思ひます。が、定員法のあれは、各省内においても流用を認めるという立場に立つておるのであります。大体片柳さんが御指摘になつたような点が一つの基準になつて考へておることは事実でございます。○片柳眞吉君 それはその程度にしておきますが、今ちよつと省内で流用が

きくという問題でありましたが、これはこの前の行政整理の際にも実は問題になつたわけでありまして、本省と外局との間に扉を立てまして、農林省一本ではないのでありまして、本省が幾ら、食糧庁が幾ら、林野が幾ら、こうなつておりますとやはり本省と外局との間では融通がきき得ない。これで実は相当必要以上に出血をするという場合が予想されるわけでありまして、これは主として橋本長官にお尋ねしたいわけでありまして、これはむしろ私も農林大臣の言われたように、本省と外局との間の扉をなくして、農林大臣の管下にある全職員を彼我融通して整理するほうが整理がやりやすい。例えば具体的に言ひますれば、この局では欠員が相当あつて殆んど、或いは出血しないでも済む、ところが或る局では殆んど欠員がなく全部出血するところの場合においては欠員が多いところになる程度さういふ人を廻して、廻せばそれだけ助かるというところがあるわけであつて、どうも本省と外局とかいふものをこの場合強いて扉を立ててやるというのでは私は實際上却つて無理があるのではないだらうか。ですから農林大臣の言葉のように、省内で彼此融通できるということがむしろ私はいいのではないかと思つておるわけでありまして、これは一つ橋本長官から関連してお答えを頂きたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) その問題は簡素化本部で仕事をやつております間にもいろいろ意見が出てまして、これは本省、外局の間における融通を認めないという建前でやつております。何故かと申しますと、本来事務の繁閑に応じて定員の整理をするという建前から申しますと、私は実際はこの何千という外局の中で申しますと、事務当局及び主管大臣と交渉しております間に、仕事の建前自身としてはこれは或いはもうちよつと人が多く要るとか少く要るとかいうふうな関係も個々の部門について欠員が多いからということであつて黙つて事情を私どものほうに言われなくて承認されたとか何とかいふ事情は稀にはあるかも知れないと思ひますが、併し本来の建前から言ひますと、この仕事の繁閑に応じて定員を考へるべきものであつて、たゞそこへ欠員が多いとか少いとかいうことで按配しますと、そうすると整理の過程において話の筋が非常に通りにくくなる。建前といたしまして、やはり事務の繁閑に応じて定員を考へ、それがそれに従つて定員法の実施をやつて行く。ただ各省においては、今片柳さんの仰せのような事情がありますれば各省庁の長官は適宜人員の配置を変更して、そうして適当な人事異動をやれば事實的には同じような結果を起すことができ。で、今言つたような欠員等を考へてやるといふことになりまして、そうするとたゞその仕事自身としては、欠員が多く仕事自身としては相当ある。たゞそこへ欠員があるというところと多くかぶつていふところという形で話の筋が通りにくくなる。一応の建前といたしましては、少くとも本省外局の融通は、認めないという建前で仕事をやつて、必要に応じてどこかの配置において整理するということとは異動をやめればできるんじゃないかという含みを持つて本省外局の融通は認めていない建前になつております。

○片柳眞吉君 まあさういふ手のこんだ本省から外局へ人を移してやるという手を持つて趣旨ではないと思つてあります。仮に農林省を考へて見ましても食糧庁の人員を林野へ、仕事の性質が全く異なる、すぐ食糧庁の職員を林野のほうへ廻す、これはやはりさう簡単にいかないのではないかと。併しこれはまあ一応考へられましたが、併しこれはまあ私はやはり扉を取つたほうが大臣としてはやりやすいという意見を持つております。それだけ申し上げまして私の質問を終わります。

○三好始君 先ほど来の片柳委員と政府側の質疑応答の内容は、実は政府側がほんやりしてございまして、説明すべきことを説明しないから非常に議事の進行がおかしなものになつております。私野党の立場で政府委員に代つて説明するのは非常におかしいのでありますけれども、一応作られていた資料に対して昨日説明のあつたものでありますからかういふことになつていふことを申し上げて政府側に確認して頂きたいと思ひます。で、附則を本分に直したために七千九百六十一人が食糧庁関係で復活している。その内訳がこうなつてゐる。食糧管理で二千六十四名、検査で五千八百八十三名、技能関係で十四名、合計七千九百六十一名復活している。これは昨日大野本次長から説明のあつたものですけれども、私は違つて表現ではつきり申上げたのに過ぎないのではありませんが、これを片柳委員が内訳としてお聞きになつてゐるのを農林大臣がきまらないような御答弁をされるので非常に議事進行がおかしなことになつていふと思ひますので、政府委員

に代つて御説明申上げまして確認して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 只今言われましたことは、これは一応大体こういう構想を持つてゐるということですが、これはつきりきまつておりませんので、これは先ほど片柳さんが御指摘になりましたように、実は実際やるときには先ほど橋本大臣と私が若干表現の方法が違ひましたが、配置転換等である、やる場合もありませんし、一応又特にその食糧管理と検査方面は彼我融通すべき点は相当多いのであります。なおこれにつきましてはさういふ意味におきまして明確に検査員は何人切る、管理事務は何人切るといふことには実際上は何人切るといふことには実際上はなかりにくいと思ふ。大体の人員の割当、かういふふうなことになるというところでありましても、これは食糧庁が全部一本でやるわけでありまして、大体かういふふうな内訳が一応妥協しやないかというふうなことを参考にいたしておるわけでありま

○三好始君 政府から提出されております資料の内訳がいろいろ加減なものであつて、一応こうだといふ程度であるといふなら又話が違つて来るのじゃないか。提出されておる資料は確實なものとして私は了解して審議を進めて来たのであります。が、この資料が又さういふ加減なものであるとすると、審議を進めて行く場合に改めて考へなければいけないことになるのであります。が、さういふ一応のといつたような非常に弾力性のある、変更の余地の多い資料なんでありましか。それを伺つておきたいのであります。

○國務大臣(根本龍太郎君) この復活

のこの資料は衆議院で修正されて参つたものでございまして、従いまして我々のほうといたしましては、これについてはまだ政府としてかきめたといいことがありませんので、我々としては只今申上げたような説明をしておるのではありません。実際や場合におきましては、先ほど申上げた通りに一応のこういふ割合は整理の基準として、或いは又復活の基準としてはこういう数字になつておりますけれども、運営に當りましては、一本の定員法の下に運営するのでございまして、その意味におきまして、これだけの数、検査員は五千八百八十三名はつきりと切る、或いは又管理については二千六百四名必ず切らなければならぬという厳格なものでなく、復活並びに整理の基礎数字はこういうふうになつてゐる、こういうことでございまして。

○三好尚書 衆議院で定めたのは總体の七千九百六十一人を復活するといふことだけでございまして、先ほど私が申上げた内訳は政府が定めたはずなのであります。政府の部内で定めたはずなのであります。その説明は昨日行政管理局からあつたのであります。これは私が個人的に計算したことを申上げたものではございません。政府側が責任ある答弁として申されたそのまゝを私申上げたのであります。これは不確定だとか、非常に弾力性のあるものだという説明をされますという、先ほど申上げましたように、私たちのほうでも改めて審議に當つて考へて行かなければならぬといふことになるので、確認をされたいといふことを申上げたの

であります。もう一度お答え願ひたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 只今申上げましたように、これは衆議院で修正されて復活のあれになりまして、その内容を事務局が、これは行政管理局だと思ひますが、衆議院の七千九百六十一名のその内容について質したところ、かくの数字である、こういうことであつたのでございまして、従いまして我々はこれを基準として、今後行政整理の實際にこれを立法化した場合においてはやるわけでありすけれども、その趣旨は尊重いたしますけれども、先ほど申上げたように整理に當りましては基準が、算出の基準が個個に示されたのであります。實際運営におきましては、本省並びに食糧庁は、食糧庁として一本の定員の間に於いて操作できるものと考へております。それだけの行政上の便宜の措置は許されるものと、かように考へておるものであります。

○三好尚書 そうすると、先ほど私の指摘しておることは一向に解決できないのであります。ここには政府提出資料として今回の整理案が実現した場合に法律の条文に現れておるこういう大綱が具体的にこういう形で整理されるのだといふことで資料を頂いて、私はこれを基にして審議を進めておるのであります。それが實際に法律ができたならば各省庁内部で適当にやつて行けるのだといふことになるのであります。もう一度はつきりお聞きしたいのであります。

○國務大臣(根本龍太郎君) この整理基準の問題についてはもうお話がおわ

かりだろふと思ひますから、この資料は政府が出したもののについては、政府はその資料を我々の信念として実行に移すつもりでございまして。(さつきと違ふじやないかと呼ぶ者あり)

○飯島連次郎君 私は今度の整理の問題について根本長官にお伺ひしたい。整理の基準は事務の繁閑に応じておやりになるという前提のようでありまして、特に農林省の整理については最近一番大きな世論の焦点になつておるのは米の統制問題とか、目下の情勢は少くとも米の問題を中心にして考へれば、それに関する事務は繁であるか閑であるか、長官の一つ御意見を伺ひたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは当初この案を作りましたときには、主食の統制撤廃をするつもりでありまして、それを基本にしてつと八月以来作業をやつて参つたわけでありまして。今日主食の統制撤廃はやりないといふことになりましたので、これはもうその存続に必要なだけの人員は勿論政府部内として必要だと考へております。

○飯島連次郎君 そうするとこれは繁であるかと閑定して差支えありませんか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 要するにその繁閑といふと何かおかしいやうな気がしますが、必要だと考へております。

○飯島連次郎君 繁閑に応じておつしやつたんですから必要という言葉ではこれは繁とも閑とも、閑とも閑とるもので、私は少くとも米の問題の統制を外さないといふことに問題が起れば、誰が考へても馬鹿でない限りはこれは繁、こう判ぜざるを得ない。そう

いふことを、これは私は根本長官がいまいな言葉で逃げられることは甚だ心外なのであつて、これは明らかに米の統制が外れないといふ現在において、事これに関する事務は明らかに繁である、この明確に答へになつたはうが後のために私はなると考へる。これはお隣の青年根本大臣にもあえて念を押しておきたいと思ひますが、根本大臣はどうお考へになりますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) どうも御問答したいになりまして、(笑聲)必要は事務はこれは当然残さなければならぬと思ひます。

○飯島連次郎君 それではもう一歩話を進めて申しますが、私は他の委員のかたから突如に微細な数字に亘つての質問があつたのであつてそれは繰返しませんが、ただ私が申上げたことは、食糧検査に関する事務についてであります。これは極めて新しい過去を振返つて見ると、昭和十七年に食糧管理が開始される直前の検査人員を調べて見ると、これが當時職員だけで一万七千七百名になつてゐる、臨時の職員が更にこれに千五百名、こういう数をやつておつた。検査の内容はというと、これは根本大臣には親身に親法の嫌ひがあるかも知れませんが、この当時は米麦を主としたしまして、極めて検査内容等も現在に比べれば疎漏の検査であつたと申さざるを得ない。然るにその後検査がだんだん、緒について参りまして、或いは最近における検査の内容は輸入食糧の検査だけでも年に三千数百万トンを超した検査しなければならぬし、なお製品について精麦、小麦等の検査も昭和二十二年以来新しく加わつて来ておる。その上に検査

規格が設定されたので、現に麦についてはすでに本年から銘柄を設定された。こういう事務も加わつて来ておるし、その上に検査の方法等について、曾つては主として肉視検査であつたのが、その後は機械器具、薬品等を用いて極めて科学的に検査が行われて今日に至つておる。最後に私は特に強調して、今度の検査に関する人員が一審論議の焦点になつておりますので、あえて私はこれを念を押したいのであります。この検査の歴史と、日本における農産物の増産は密接不可分の関係にあつたと考へます。検査は飽くまで生産に直結して差支して来たわけでありまして、検査を除いてはいい品物をたくさん生産せしむるということ、曾つては考へなかつたし、今後もあり得ないといふ考へるわけでありまして。そういうつまり指導的役割を持つておる検査、以上のような数々の理由によつて検査が、つまり昭和十七年以来新しい角度でこれだけの人員を擁して今日に至つたのであります。それを米の統制が外されるという建前であつたのを、米の統制を外さないといふことになつたわけでありまして、理論的に考へて見ても、少くとも元の数に復するの、これは理の當然だ、これを元の数に復しては、計算の根拠も示さないで、計七千九百六十一人、二割五分減らつて見てもしるもどろの答弁をする以外に述べない。そういう答弁の仕方をしておいて、そうして中心になつておる検査の人員を元に返さないといふことは、これはどう考へても我々農業者関係に携わつておる

ものとしては、この七千九百六十一名を元に戻すという程度のことでは、私どもは承知できない。従つてこの人員については、我々としては少くとも農林大臣に期待するところのものは、大臣が今なお記憶に新たなところがあるかと思ふ。大臣が就任をされた第一回の我々農林委員会の席上において、新しい抱負経緯を伺つたとき、食糧関係についてはこれはできるだけ予算も取るし、一貫して重点的に食糧の増産については一つ骨を折るという事を言明されたわけでありすが、私はそれを実は今日も特に根本大臣のために疑われない。そういう見地からいまして、この米の統廃問題に別をいたしまして、こういう平和になり、日本の食糧増産に更に新しい見地から拍車をかけなければならぬといふときに、こういう大幅な農林人事を断頭台に載せて、世間並みならいざ知らず、ほかの向う三軒両隣に比べて見ると、とにかく比較にならない四割、五割、六割だといふ途轍もない率でやつてのけるという事は、これは私は氣遣ひ沙汰だとして受取らざるを得ないのであります。こういうことをあえて農林大臣は別に押付けられるのではないといふことで、実に苦しい答弁をしておいでになるが、私はやはり大臣は、御覽の通り重鎮で如何にも青年らしい奮闘氣を發散しておいでになる、その青年根本大臣がひそかに心を痛めておられる必要はない。農村大臣のうしろには微力ながら我々がついておる。少くとも農林委員会は根本農林大臣をいじめることを以て本務たりとしているわけではない。而も我々の背後には六百万といふ生産者、

農家が常に一言一動を見守つておるのである。こういう時期に何も一人だけ心を痛めて血を出すことはないと思ふ。そこで農林委員としては実に大幅な修正をして、何とか大臣の心痛も軽くして上げたいと考えるし、而もここにおいてになる赤札を付けた傍聴のかたへも、これは実に重大な関心を持つておいでになりますので、我々としてはそういう見地からひとり農林と言わず、日本の再建のために、この農林行政の推進のために、我々としてはどうしてもこの数字は呑みませんから、とにかく検査、統計或いは農地その他、こういう重要な数字については大幅に修正をして、日本農業をして危殆に瀕させないという確信のある修正の数字を出しますから、これは一つ是非橋本長官も殊に英氣發刺としておいでになりますので、特に青年兩大臣においてこれは文句なしに我々の出した数字だけは呑んで頂きたい。決してこれは苦しい案ではありませんが、ちやんとオブラートに包んで差上げるつもりでありますから、少くともこの数字だけはこゝ極めて最近のうちに河井委員長長の許に提出をする用意をしておりますので、これについては少くともこゝこべおつしやらないで、是非ともこれは呑んで頂いて、衆議院自由党さんこれは勿論歓迎されるに違ひないわけでありまして、是非ともこの点については最大の考慮を払われんことを要望いたします。私の質問を終わります。

○委員長(河井彌八君) ちよつと諸君に申し上げますが、橋本厚生大臣が、厚生大臣として十二時からどうしても行かなければならぬ用事があるというところで、今暫らくここに残つて頂きますが、十分か十五分ぐらい橋本行政官に對する御質疑ならばこの際特別にお願いいたします。なお申し上げますが、時間もありませんから、できるだけ簡潔にお願いいたします。

○江田三郎君 委員長に先にお伺いをいたしますが、お答えの如何によりましては、時間が、そう簡単には済まんと思ひますが、そのときにはやはりその次の機会を与えられんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) それはそのつもりであります。

○江田三郎君 今飯島委員からお二人の大臣の青年らしいといふことで礼讃されたのでありますが、私はちよつと違つて、先ほどの七千九百六十一名といふ内容についても、根本農林大臣自体はこれは衆議院のほうで作つたんだから、おれはほうはわからんといふことを言われておる、そうしてあと追及されるという、そうではなしに、政府のほうで出した案ならば責任を負うといふことを言われて、一体この七千九百六十一名の内容については、農林大臣としては知らなかつたんじゃないかといふような印象を我々としては受けるわけです。少くともあの答弁から受けるわけです。ところがその片方の行政官の橋本長官のほうに、昨日の質疑答弁に見られるように、細かいことはわからんが、大きなところは、間違ひましたけれども(笑聲)細いところはわからんから、根本農林大臣に聞けといふことであります。一体このお二人の大臣のうちでどちらが最後の責任を持った答弁をして

頂けるのかわからんので伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) これは閣議でもはつきり検討いたしましたので、申合せをいたしておりますので、總体の取りまゝは私がいたしておりますが、各省所管の中の仕事のしふり、それに対する人の配置という問題に關しては、所管大臣が責任を負うという答弁を申し上げます。

○江田三郎君 そうしますと、さつきのように七千九百六十一名の内容は、行政官のほうの政府の提出資料として出して来ておる。併しながら農林大臣はそれを三好君から言われるまでは、これは衆議院のほうでやられたのだから私のほうは知らんといふそういう食い違ひは何故起つて来るのでありますか、或いはそう言われた農林大臣の答弁が間違つた答弁をしておられたのか、そういう点は一体どうなんですか。

○國務大臣(橋本龍伍君) 先ほど申し上げたのは七千九百六十一名の定員が残ることになると、その内容についてはどうなつておるか、こういうことなのであります。これは復活が衆議院の修正によつて出て参つたのでございす。従ひまして衆議院の修正がどういふふうな内訳になつておるかということに關連するのでございまして、これにつきましましてはここに資料が出ておるところの数字に相成つておるのでございす。然るところ、この数字は行政官のほうにおきまして衆議院の内閣委員会と連絡した結果、これ又然るべきものと言われて、又私どものはうの事務當局もこれを只今私に報告して参つたのでございまして、その意味におき

まして、私が最初申しましたのは片柳さんの質問に關連して申上げておつたつもりでありますので、その間若干の齟齬が出たと存じます。そのときにおきましては、整理をする場合におきましては、一応本省並びに外局と分れておる、又外局におきましてもいろいろと細部に亘つて配分されておるけれども、現実に実行する場合においては、その間彼此お互に融通してやることゝが至当ではないか、こういうふうな御意見があつたときに當りまして、私として實際の場合にはさういふにいたしたいと思つておると、こう申した關係上、ここに出ておる数字と現実に実施する場合においては、若干の相違が出て来るが、彼此融通する、こういうふうな意味で答弁したことが、混乱したものと存じます。従ひまして、この資料につきましては總額において復活した限りにおいて、その内部をなす資料について、これは我々の責任において出したものと申上げる次第であります。

○江田三郎君 あとからいろいろな理窟がつきますからそれも結構ですが、ともかく今の答弁でわかりますように、先ほどやつと政府委員のほうからあなたのはうに連絡があつたといふことです。少くともこういう七千九百六十一名という内容は、昨日から問題になつておる。それを今日に至つてもなお野党の委員から指摘されなければ、それに気が付かんといふようなことではないか。私は非常に遺憾であります。まあそれをどこまでも食ひ下ろすとは思ひません。あなたのほうの間違つたら間違つたのでよくわかりますから、私も追及しませんが、さうな

態度であつては困ると思ふのであります。

そこで、私は本格的に質問したいのであります。どうもこの食糧庁関係のこの内容については、第一最初の政府原案の出方からして、両大臣が認められておるうちに、極めて不体裁な出し方であり、只今の七千九百六十一名をめぐりましても、どうもそこに混乱があり、内容のはつきりしない点がありまして、昨日から私も答弁を聞いておりますけれども合点が行かんわけです。そこで昨日橋本大臣のほうから言われたときに、司令部のほうとも交渉して米の統制撤廃がペンディングになつていたからああいうようにしたんだ、麦については問題がないのだ、来年度の米は供出ししないのだ、そういうところからああいうような案が生れ、更に又その後のドッジ氏との関係で統制撤廃の問題が交つて来ましたから、今度のような修正になつたのだというように受取れるのであります。これをもう一つ具体的に説明して頂きたいのであります。つまり昨日から橋本さんのお話しすることから、具体的に我々が解釈するということ、麦については来年度早々にこれは統制を撤廃する、米についてはこれは橋本さんが昨日言われまして、来年度の米の供出しはしない、こういうことで今度の政府原案なり、その衆議院の修正案というものを与党のほうでやりになつたのか、その点は一つ具体的にお尋ねいたします。

午後三時五十八分開会

○委員長(河井彌八君) これより引続いて連合委員会を開会いたします。

○江田三郎君 午前中お尋ねいたしました、そのお答えがないままに休憩になつたわけでありまして、簡単に繰返しますと、昨日以来の橋本長官の答弁、それから根本農林大臣の答弁というものはなか／＼はつきりしない点があるものであります。大体昨日橋本さんの言われた麦の統制撤廃についてはもう問題がない、そういう来年度の米の供出しはしない、こういう点からして今度の食糧庁の人員整理というものは、一応来年早々から麦の統制を撤廃し、そうして米の統制を撤廃して、来年度の供出しのときには行ふ、こういうようなことから出ておるのだとしたか我々は考えられないわけでありまして、その点を一つ率直に具体的に御答へ願いたいというのが午前中の質問でございます。その点からお願いいたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) その通りでございます。

○江田三郎君 そこで麦については来年度早々に統制を撤廃するということになりまして、言うまでもなくこの間参議院におきまして自由党の反対がございしましたが、その他の各会派の足並みを揃えた決議案が通つてゐるわけでありまして、即ち米麦の統制撤廃は飽くまで国会において法律の改正として行ふべしと、こういう決議案が通つてゐるわけでありまして、この決議案というものは農林大臣は一向にお構ひなしにお進めになるのかどうかということをお尋ねいたします。

○委員長(河井彌八君) それではいろいろな都合がありますから、連合委員会は三時まで休憩をいたします。

午後三時十八分休憩

○國務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。決議の旨は私も列席いたしました十分拝聴いたしました。なおその際政府の見解として申しましたように、麦の統制撤廃に関する決議につきましては、行政措置でなし得るものと、立法措置を必要とするものとの区別を存じまして、その点は目下検討中でございます。

○江田三郎君 これは具体的にどうしたらできるのかできないのかという点でなしに、さようなことは皆考へた上で、飽くまで行政措置でなしに法律の改正としてやれと、こういう決議案が可決になつておるわけでありまして、それを無視せられて農林大臣が御進めになるということになります。やは今回の定員法の改正の審議に当りまして、相当お互ひに考へなければならぬ問題が出て来ると思つてございまして、私はその問題のどうこうということは申しませんけれども、さような御決意であるという、少くとも参議院において自由党以外の各会派が同意した決議案で踏みにじつてやられるということになります。いろいろな意味で影響があるという点だけを申しておきます。

そこで次にお尋ねするのは、米の統制についても今度の米の供出からは外されるというお答えだつたわけでありまして、私の質問に対してその通りだということでありまして、私はこれは非常に危険なやり方ではないかと思つたのであります。すでに最初片柳委員から実体法の主体になるところの法の改正と、こういう定員法で初めから定員を改正するというのと、このどちらを先にするかという問題がありました。

が、これはただ議論としてそういうことを言うだけではないに、政府のほうで今回のこの定員法の改正をなされるのに、一応四月一日から米の統制を撤廃するということを言つておられた。ところが私は農林委員会におきましてこの点について根本大臣にお尋ねしたところがありまして、若し米の統制撤廃が政府の所期のように行かなかつたらどうするか、そのときにはどうするかというお尋ねをしたときには、さようなことは仮定の問題だから考へられない、答弁もできないということはないと信ずるというのを言われたわけですが、ところが現実にはやはりそういう問題が起つて来たわけでありまして、一度あつたことが二度ないとは言えないと思つております。本年度のこの供出の問題についても、あなたが先だつて来年度のこととやらんやを繰返されたわけでありまして、果して一体この米は出るとか出ないのか、或いは國際情勢がどうなるのかという問題は、これは非常に簡単に予測を許さん問題でありまして、そういうようなことを予測して、そういうようなことがあるのかかわらず、今飽くまで今度の米の供出時期から統制撤廃をやるのだという点で、この人員整理をやられるということとは、又同じ結果を繰返す虞れがないとは断言して言えんと思つております。而もこれは大勢な人の首切りの問題でありまして、一応そういうことを予想して首は切つておく、それができなかつたら一体どうするか、そういうことは考へる必要はないということをごの前言われたけれども、現に考へる必要にぶつたつたわけですが、ドッジ

さんが来られて一通やつたのだから、今度も又同じことになつたらどうせられるのか、その点お尋ねしたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 江田さんの申された点については若干違ひがあると思われまして、本年の供出については現行通りにやりますので、これは本年から供出をやめるという考へはございません。明年につきましては橋本長官からも言われた通りに、政府としては統制を撤廃すると、こういう前提に立つてこの定員法ができておるのでございまして。なおその際若しその運びに至らなかつた場合においては、この問題がございするが、そのときには当然必要な人員は増員しなければならぬという点を考へます。

○江田三郎君 その際の必要な人員というものは、具体的にどういふ人数になるかということですが、なおそれと関連いたしまして、仮に麦を来年度早から統制を撤廃するとしたときには、現在までの定員の中で、どれだけのものが一例外外することができ、そのうちの米の統制撤廃が行われなかつた場合には、具体的に今度の政府提案及びこの衆議院における修正案の数字と比べて、どれだけのものを復活して行かなければならぬか、そういう点についてお答え願いたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 若し明年度におきましても統制撤廃に至らないという場合におきましては、この復活いたした者は復活する、一般整理を除いた者は復活する、という形になるだらうと思ひますが、詳細に耳をしまして、まだ検討いたさなければならぬことと存じます。

○江田三郎君 一般整理を除いた者という事になると、現在の農林省の食糧庁の定員から他の各省の事務について何%、現業について何%というものの一般的な数字という事を言われるわけですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 大体そういうふうな基準におきまして、なお事務の簡素化並びに能率の増進において整理し得る者は除外した者として、復活を必要があるものと存じます。

○江田三郎君 そういふようなことになりまして、ここで七千九百六十一というものを減らすということとは、ちよつとおかしなことになるんです。七千九百六十一の具体的な内容については、午前中に委員会で五千幾らが検査員であるとか、管理事務が幾らかという事になりましたが、若し統制の継続をやるなら一般的に他省並みの五%、一〇%という数字になるという事になるならば、ここでもきなりこれだけのものを首切られるという事は、ちよつとおかしなことになるはしませんか。或いはこの首切られる者は全額減にだけ関係するということのならば、まだ筋は立ちますけれども、そういうお考えでありますか、どうなんでしょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) お答えいたしますが、麦も関係いたしますが、米の統制を明年十一月から外すという事が、この整理の前提になつておりますので、そのように考えておる次第であります。

○江田三郎君 統制を明年から外すといつたところで、それまでの間の必要な人間は変らんわけでしょう。麦に関する分だけは違ひますけれども、外れ

るまではやはり今の人間が要るんじゃないのですか。現にこの間知事会議のときに、たしか知事側からは、今年の食糧事情の供出の実績に鑑みて、食糧事務所は強力にしてみたいという要望があつたという事を私に聞いておるわけなんでありまして、その点は一休どうなんでしょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 知事側における要請は、現在食糧事務所の職員の人々が、非常な不安定な状況であり、供出がうまく行かないから、安定するような措置を講じてもらいたい。こういう要請でございました。

○江田三郎君 だが、私はその点もう少しはつきりして頂きたいと思つてございまして、米の統制は今政府が企図される通りにやられましたも、来年の供出からなんです。それまでは今のつておる仕事というものは違ひない、米に関する限りは……ただ違ひなすれば麦についてだけ減つて来るわけなんです。麦のほうを今大臣が言われま

すように来年早々からやるといふことになると、麦についてだけの人数が減つて来るわけなんです。それでは今度食糧庁関係の大量の整理というものは、麦だけの整理、麦だけに限した整理と考へなければならぬわけなんです。この私の考へ方はどこか違つてお

りますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは先ほども申しましたように、麦の統制撤廃が一番大きな要素をなしておりますが、なおこの政府原案による整理は、明年の十一月からは米についても統制撤廃するといふ前提でこの定員を出した次第であります。

○江田三郎君 どうもはつきりせんと思ひます。米について政府が企図されるような来年の供出から撤廃すること

ができないとしたならば、その際この食糧庁関係の整理率というものは、他の官庁並みの五%、一〇%といひますか、五%、二〇%といひますか、その一般率で行くんだ、そこへ復元して来るんだといふことを言われてゐるわけなんです。そうしてその撤廃ができてからでは要するに今と同じことなんです。ただ違ふのは、政府の言う通りにできたとして違ふのは、来年の早々から始まる麦の統制撤廃だけなんです。

○國務大臣(根本龍太郎君) 現在の復活した数についてはその通りでござい

ます。

○江田三郎君 そうすると、復活された数と現在の定員との間の人員減といふものは主として麦の關係、こうです

ね。

○國務大臣(根本龍太郎君) さうでござい

ます。

あるわけなんです。或いは輸入麦の關係もあるわけなんです。そういうような問題がたゞあるわけではありますし、又取扱うところの政府食糧の中で、麦が全体の総石数の何%かといふことも考へなきやならぬわけなんです。そういう点から考へて、仮に一月から麦の統制が撤廃されたとしたときに、具体的に業務内容というものはどう違つて来るのか。その具体的に違つて業務内容と、今度の整理とをどういふように説明がつけますか、その説明が

○國務大臣(根本龍太郎君) お答えいた

します。麦の關係については、麦の供出とそれから配給の面がずつと減つて参ると思ひます。なお管理事務が幾つておることとは、これは主として相当大きな製粉業者に対して今度必要業務をやる、こういうようなことになり

ますので、その点は従前に比べて非常

に事務が簡素化される、かように考へてお

ります。

○江田三郎君 今の大臣のお話を聞いてお

ます。今度の整理は、大抵の所におきまして麦の關係は○より下つておる。そうすると、今度支持価格制度によつて政府が農民の申告によつて買取らなきやならぬ麦の石数といふものは、現在の供出石数と余り大差のないことになるのじやないかといふことになると思ひます。そうすると、この検査なり、或いは管理事務に要するところの人間といふものは、具体的に大して違はんはずだと思

○國務大臣(根本龍太郎君) 管理事務

については御指摘の通りであります。なお検査につきましてもこれは相当程度緩和できる、事務量においてできる。それから又これは米の供出時期と

○江田三郎君 検査の問題については

は、なお昨年度から銘柄の設定がされ

たわけでありまして、恐らく銘柄の設定は今後一層強くなる、而も自由商品

にならばなるほど銘柄の設定といふことを強力に行わなければならぬのでありまして、従つて私はこの検査に要するところの人手といふものは余り変らない。こう思ふのでありまして、その

点は大臣も今のお答えでや認められ

たやうでありまして、ただそれを臨時職員でやるといふようなことを言つておられるわけなんです。そこで一体こういう問題が出て来ると、いつでも臨時職員に委ねて行かれますのでありますけれども、今日でも臨時職員といふものは相違私はおつと思ひます。一休今日臨時職員といふものは具体的に

治的な意図が含まれておるのが今までのようであります。農業委員会におきましても組織的な現在の農業統計調査事務所をやつておるほどのものでは

いと思われておるのであります。この意味におきまして我々は現在のところは農業統計調査事務所において出て来る数字が一番信頼性の高いものと考えておる次第でございます。

○江田三郎君 政府のほうは来年から供出を外すというのを言つておられますけれども、私はこの問題はそう簡単に行かぬと思つておるものであります。その際今政府のほうでは統計調査部を通じてやる数字が一番確実だと言われまして、併しその確実性を納得せしめ、農業委員に納得せしめ、納得せしめ、農業委員に納得せしめることができないでなおあれだけの混乱を繰返しておるのであります。併し将来において面積調査をやめるといふことになつたときに果して今日でさえも混乱しておるのにこれを本当に混乱なしに納得することができるといふか。特に面積調査の場合に私の聞いたところによりますと、最初の五カ年計画をおやめになつておると思つておる。一体統計というやうなものを、ここまでやつて来ててもここまで行かなければならぬものをここで打ち切つてしまふやうなことは全部御破算になる。五カ年計画でやつておるものを、三カ年計画で打ち切つてしまつては今までやつたことはどうなりますか。将来それを以て証明することができま

すか。三年目の今年でこの間の知事會議に北海道は千二百町歩近く各府県に非常に凸凹ができて知事がそのやかましく言われておるのではありませんか。そういうときにここで面積調査は切つてしまつて、どういふことをやるのでありますか。いろいろ大蔵省との折衝のときの中ではそれは思ひながら大蔵大臣にびしやつとやつつけられ

るとどうにもならない。そういうことはやつつけられては困ると思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。これは先ほどのしぼり上げましたように、この統計の角度と一筆々々調査しなければならぬものだと思います。併しなからそういたしますと、非常な人員と時間もかかりますので、そうしてサンプル・システムをとつておるのであります。面積調査にいたしましてはこれはいろいろ議論があるところでありまして、正確を期するとなりますれば本年のみならず毎年々々調査をしなければならぬけれども、大体三年間におきましておむねの基礎ができておるのであります。あとは年々の変化を見て行きたいと、こういう観点に立つておる次第でございます。

○江田三郎君 三年間でおむねの基礎ができたと言われますけれども、農業条件の変化のないところについては或いはそれに多少の修正を加えて行けばいいかはわからない。この地帯別に非常に塩害をこうむるとか、災害が多いとか、いろいろな変つた条件の地帯が非常に多いのであります。そういうときに三年間やつて来たものをここでやつてやめてしまつたならば一切御破算になつてしまふと思つておる。又食糧事情が窮乏したときも一遍食糧の統制をやかましく言わなければならぬというときには又初めから御破算にやつて行かなければならぬのであります。私はそういうことは非常に危険だと思つておる。特にこの点については農林大臣は就任早々初めて参議院の農林委員会へ来ら

れましたときに、私は将来の日本農業というものを確たる統計を基礎にしてやつて行くのだ、従来の農業政策といふのははつたりが多かつた、科学性を欠いておつた、飽くまでも統計を尊重して行くのだといふことを言われて、補見さんから、あなたは誠に知性のあ

る大臣だといふことを言われたわけですが、それが近頃になつてすつかり方向転換したのであります。どうも私の見るところでは、他の方面の圧力を受けて方向転換された、かように思えるのであります。今更私、あなたの信念が變つておるとは思えない、この点については補見さんも、知性の人であつて、統計といふものは本當にわかつておられるのじやないか。そういう意味で大体余り強引なことをおつしやらずで、もう少し統計のことをお考にな

る氣はございませんか。○國務大臣(根本龍太郎君) 私の信念は變つておりません。国の財政が豊かになりますれば、ますますこれは当然大いに拡充いたしまして、そうして精密度を上げて行きたいと思つております。○江田三郎君 なんかつと經費の問題と言われるわけですが、昨日のあなたの御答弁の中にも、統計事務については、地方自治といふものが確立したからして、従つて地方も加へて行きたい、こういうことを言われたわけですが、だからこのことから見まして、あなたは自身も統計の必要といふことは非常にお考えになつておる。ただ經費の問題だけで今のような答弁が出るわけですが、その際に、あなたが言われましたように、地方自治体が確

立したからして地方へ統計事務を任すといふことは、そのときの經費は地方自治体で果して支出する能力がござい

ますようか。そのときには補助金を出すのであります。平衡交付金を殖やすのであります。なほ又今日までの、今の段階におきまして、各地方がばらばらで統計をやつたときに、それが全国的に集計したところでどれだけ

の信頼性があるか。そういう点はどうか考えになりますか。○國務大臣(根本龍太郎君) これは昨日も申し上げましたが、私は地方に全部統計事務を委譲するといふ考えは持つておりません。やはり全国的に現在の農業統計調査の方式とその機構は持つべきである、併し各自自治体におきましても、自治体本来の仕事をするためにも統計が必要でございまして、現在でも要員があるものであります。これが十分に訓練もされないう、又統計調査の方法についてもこれは任意にやつておる、従つてそのために信頼性が非常に少いのであります。漸次政府がとつておるサンプル・システムをこの職員の人々に修得せしめまして、政府のやつておるところのものと近付けて参りたい、かように考えております。○江田三郎君 大臣が統計の重要性を認められたといふことは、私も満足するところでありまして、ただその地方へ持つて行き方です。今おつしやるやうに、地方の、例えばそのために人がおりましたところで、それが何ら訓練を受けておらない、経験もない、訓練もない者を……、中央におきまして大きく統計調査関係の整理をして、この地方を指導してやると言つたつて、これはできないじやありませんか。もつ

ともつと訓練の期間が要るじやありませんか。時間が要る。時間だけでなしに、金も要る。地方財政のあの平衡交付金増額がやかましく言われておるときに、人がおると言われまして、こ

で、それは本當に統計に専念のできる人がおるわけじやない。そういう人をいきなり使おうつたつてこれは時間と金をかけなければできない。だからそういうことを實際言つて見たところで不可能であります。この統計調査部について、一方において整理するけれども、片方においては臨時職員を使つておるやうなことを言つておる、検査もそうすけれども、およそ統計といふやうな、地道な仕事をやるのに、而も百のうちに九十人正確にやつたところ、あとの十人が正確にやらなかつたならば、これは百の仕事が全部無駄になるやうなときに、これを臨時職員でやるというやうなことは私は非常な危険な行き方であり、恐らく農林大臣自身もその点は認めておられるのじやないかと思つておる。そういう点はおもつとこの統計調査の整理についてはお考えを改めて頂くわけには行かんではないか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 先ほど申しましたように、財政が豊かになりますれば十分にこれの充実に當りたいと思ひます。○江田三郎君 自分の信念とは違つて大蔵大臣の意見に屈服したといふやうなことの別な言葉の表現であるといふならばこれ以上追及しませんが、お考えになつて、基礎的なものだけは間違ひのないようにして頂きたいと思ふのです。妙な補助金を出すとか何と

か、そんなことはどうでもよろしいが、農業の基礎になるところの調査とか、研究とか統計、こういうことについては確固たる方針を持つて頂かんと、農業全体がとんでもない方向に行くと恐ろしいのであります。あなた自身の信念に基いて、一方的な財政論でやられたということになるならば、それ以上申しませんけれども、別にお考え願いたいと思ふ。

それからその次にお伺いしたいのは、林野庁関係の問題であります。林野庁関係では申すまでもなく、先般森林法の改正があり、或いはこれと並行いたしまして、国有林野の整備の法律が通つたわけでありまして、又それに伴ひまして今回の補正予算につきましても森林関係の予算が大きく組まれておるわけでありまして、そうすると、一体この林野庁の關係の職員を減らして仕事に支障がないものであります。事務の分量が同じであつて、そうしてこの事務の分量が違ひないのだから、能率の増進或いはその他によつて人員を減らすというならまだわかりませんが、事務の分量が殖えておる、仕事の分量が殖えておる、然るに一般率、或いは一般率以上に整理をされて、果してそれでそういうふうな仕事ができるでしょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 林野庁の仕事は非常に現場の仕事が多うございまして、今まで直接直營の仕事も相當あつたのであります。これは請負にいたすとか、或いは並木下げとか、こういうような方法で相當程度これは合理化ができるし、簡素化ができるものと考へております。なお森林法の制定に伴ひますところの措置につきま

しては、これは大部分が国有林に關する問題が多いのでございまして、この点につきましては指導監督のほうはこの定員で十分やれるのじやないかと考へておる次第であります。

○江田三郎君 簡単に言われますけれども、簡単にには行きませんよ。民有林の問題といつたつて、なか／＼國のほうの仕事も殖えて行きますからそんな簡単な問題ではないと思ひます。

そこは水掛論になりますから余りしつこく聞きませんけれども、私も一つお聞きしたいのは、營林局の一部と營林署の職員は人事院勧告に対する同意書によつて現業官庁と認められておるやうに思ふのであります。若しそれであればこれについては現業關係の整理率を当てるべきであると思ひます。その点はどうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 林野庁の仕事につきましても、実は非常にいるのの業務がたゞさんございまして、下げの事業とか、或いは造林の事業とかいふ／＼ございまして、又管理の仕事も相當ございまして、管理部門については相當程度これは整備してよろしいといふことに考へております。なお又現場の仕事につきましても従来、実は先ほども申しましたように營林署が直接伐採をやつておつた、これがだん／＼並木下げとか、そういう方面をやりましたので、これが相當程度出て来ると思ひます。なお又營林署の配置も相當今度は変らなければならぬといふような状況になつて参りまして、それから相當前に設置したものが、実は相當山を下下げてしまつたために、或いは又仕事を成る地方においては營林署を合併してやつておるところもあ

りますので、そういう点をも勘案して今回の定員法を作つた次第であります。

○江田三郎君 私のお尋ねしておるところの現業關係といふ点はどういうふうになるわけですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 地方庁の現場の仕事については現業官庁と見て結構でございまして。

○江田三郎君 それならばはつきりと他の現業官庁並みに五%の整理率を適用されるが當然でありまして、今のように同の廃止とが何とまでは、一体どういふことなのか、ただそれだけでばかりではありませんから、具体的に出して頂きたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 局の廃止は今言われた通りなのであります。末端的營林署の統廃合をも考へておる次第であります。その具体的な計画については只今持つておりません。漸次これはできるだけなし得る限りにおいて統合したいといふ考へを持つておる次第であります。

○江田三郎君 私はその營林署の問題につきましても、国有林野整備臨時措置法の關係からして、そう簡単にに行けるとは思ひませんが、その問題は別として、要するに只今大臣がお答へになつたように、營林署關係では現業官庁といふことをお認めになつたのなら、その署の配置等については別問題といたしまして、とにかく署の配置等がなければ、現業官庁並みの五%を適用するといふことは、これはもう確然としてよろしいのですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) ええ、他の官庁においても、現業でありまして五%以上のものもありますし、又

五%のものもあるようでございます。で、いろいろ我々のほうでございましては、一応統一の考へをいたされたいので、最大限の簡素化並びに能率の増進によつて一〇%程度はなし得る、こういうふうな考への下にこの線を出してわけでございまして。

○江田三郎君 他の現業官庁が大部分五%でやつてゐるときに、この林野庁の現業部面だけを五%でなしに一〇%としなければならぬという理由はどこにありますか。特に林野庁關係の仕事はそれほど暇なのであります。どうも納得できません。

○國務大臣(根本龍太郎君) 暇だといふ考へはございせん。

○江田三郎君 先ほどの飯島君のやうに聞かされたことを問答したつて、任方がありませんから、この点も先ほどの大臣の答弁から見て、現業官庁扱いにしていなかつたという結論が出て来ると思ふのであります。この点についてもお考へを改めたほうがよろしくと思ふのです。それから林野庁關係の森林司法警察官の問題であります。この森林司法警察官を持つてゐるところの森林司法の制度といふこと、これは一体どういふやうな角度からおやりになつたのか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 森林警察につきましても五%の整理率になつておるのであります。

○江田三郎君 それならばやはり何でもか。ほかの警察官のほうも五%くらい整理されるのですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) そういうやうに考へております。

○江田三郎君 警察官を……(笑聲)

「警察官はゼロだ」と呼ぶ者あり) いいですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 今管理庁のほうから説明をいたします。

○江田三郎君 それじやほかの問題をやつておられますが、大体この、つうやうかかると答へるところにあなたが大体この人の首切りといふものを真剣に考へていないといふことを私は感ずるのです。(笑聲)それはまあよろしい、その問題は別にいたしまして、普通警察について整理をされるならば、この森林警察についても整理されるべきでない。特にこれは現在の人員の配置の点から見まして、これは、これは減らす余地がないやうに私は思ひます。時間が長くなりますからして簡単にいたしたいと思ふのであります。その次は農地局關係の問題であります。農地局については先般の溝口さんがおられまして、公共事業關係その他について御質問なさると思ひますから、私は時間の關係からその点は申しませんが、ただこの農地制度の改革の關係で、これはやはり相當に減らしておられるわけでありまして、仕事はどうなつてゐるかといふことを私がお尋ねしたいのであります。これは言うまでもなく今日まで数回に亘りまして而も大體な整理をやつて来られたわけですね。大體あなたがたは農地改革といふものを打切らうとされる、私は今日の國際關係からいたしまして、日本が民主化に逆行するやうな農地改革の打切り等をするとすることは、講和後における日本の國際的地位についても私は決していいことではないと思ひます。そういうやうな對外的な關係だけではないに、

対内的にも農地改革というものはなお重要に考へて行かなければならぬと思ひますが、そういう私どもの主張は主張としていたしまして、現在農地改革の事情を見ますと、訴訟関係なり、或いは小作関係の契約解除の問題なり、或いは交換分合の問題なり、それらの仕事はこの二十六年の当初に比べて却つて殖えていゝと思つておりました。この二十六年年度の当初の定員というものは、これは年々の整理によつて大幅に整理されていゝわけなんです。そのときよりも仕事は明らかに殖えていゝと思つておりました。而もなお整理をされるというものは、どこに一体お考えがあるのか、或いは今申しました具体的な仕事の分量というものが非常に減つていゝというのなら、そういうふうにはつゞきお示し願ひたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 農地改革の仕事は大体完了いたしました。現在成果の維持といふところに重点を入れて考へていゝ段階だと存じております。

○江田三郎君 一般的な農地改革といふものは終つたからして、人員をどう減らして来られたか、その点は今まで減らして来られたところが、そういうような農地改革をやるに於いて後始末の問題がたゞさん出ているわけでありまして、それが私が今申しましたような訴訟関係であるとか、小作契約の解除関係であるとか、そういう後始末をつけないければならぬ問題はこれは非常に殖えていゝわけなんです。これは統計を御覧になればよくわかります。はつきり殖えていゝわけなんです。それからもう一つは農地の交換分合といふことは、これは政府のほうでも一つの方

針として大きく掲げておられますけれども、今日交換分合といふものはできない。やつと県下で一つか、二つの模範村を作つてやつておる状態です。日本の農業の将来のために交換分合をしなければならぬ。そういう点から考へると、具体的な仕事は少くとも二十六年年度の当初の定員をきめた当時よりは、私はつゞき殖えていゝと思つておられますが、その点はあなたにはつゞきとそうでないと言ひ切ることができませんか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 先ほど申しましたように、農地改革のおおむねの仕事は完了しまして、今後はその維持といふことが重点であります。事務の簡素化によつて本省におきましては農地改革関係十八名減員になり、それから農地事務局で六十七名程度の減員をいたしておるのであります。これで大体やり得るという方針です。

○江田三郎君 大体自由党の大臣は農地改革は嫌いだから、その内容をよく知られぬのであります。だからして抽象的な答弁だけで済まそうと思つておられます。私はその抽象的なことをあなたにお聞きしていい。具体的にこのうことを言えるのじやないかといふことは、政府の出した統計資料によつてもちゃんとそれが出て来るのじやないかといふことを言つていゝ。違ふなにか違ふとおつしやいといふのです。抽象論で逃げておる駄目です。

○國務大臣(根本龍太郎君) 詳細の点についてはいづれ事務局から報告いたしますが、我々のほうでいたしましては、農地改革のその殆んど大部分の仕事は終つていゝのであります。あ

この事務的な措置の問題につきましては、本省のみならずこれは地方庁においてもその事務をやつておるのでございまして、そういう観点からして企画、指導、監督するといふ方面の仕事は大体この程度でやれる、こういう考へでございまして。

○江田三郎君 この点は昨日もたしか片柳委員からの御質問の中にありましたが、今度の整理に當つてそれまでつと整理が續けられておるところとそうでないところを同じように扱うのは無理じやないかといふことが、昨日の御質問の中に出ておつたわけなんです。このうな点はこれは一つ十分にお考え下さらんと、定員の変化のないところと、年々大幅に減らして来たところと、ここでも又同じような、或いはそれ以上のこの過大な整理率を持つて行くといふことは、必ず無理が起ると思つておられます。これは一つ詳細は事務局をしてお答えせしめるというの、あなたが詳細を余りお知りにならなから今のような御答弁ができる、もつと内容をお考えになつたらこれはできないと思つておられます。

もう一つお尋ねしたいのは、昨日の片柳委員の御質問の中にありましたが、試験場関係も検査関係といふものが、試験場関係も検査関係といふものが、これも今日まで整理が續いて来たわけでありまして、これだけは私はこの農林大臣なり橋本大臣はよくわかつて頂けるといふのであります。一体試験研究のあの研究員といふものは、一朝一夕にこれを得られる人かどうかと悪いことも何もできないで、本當に下積みの研究をしておる人をそれとばりずばりやるといふことは、これは私

は大変な間違ひだと思つておられます。特に試験研究機関のそういうところの庶務関係は別といたしまして、そういうところの研究員については一つ考へ方を改めて頂きたいと思つておられます。それについては考慮される余地はございせんか。それも財政的な理由といふことでお逃げになりますけれども、これは金には代えられん人なんです。一旦首を切つたらあとで補充はつかん人なんです。少くとも私はほかの大蔵大臣や或いは廣川前農林大臣のような人は知らないけれども、根本さん、橋本さんはこの問題だけはわかると思つておられますが、どうでしょう。

○國務大臣(根本龍太郎君) その点につきましては、先ほどお答えした通りであります。我々もできるだけこれらの人々は大事にしたいと存じております。

○江田三郎君 橋本長官にその点お答え願ひたい。橋本さんなかに「新らしい人」でありますから、試験研究の研究員だけはどうか。

○國務大臣(橋本龍伍君) 試験研究機関の研究員につきましては、これはもう十分に素質等について、長年慣れて来た人を、尊重しなければならぬといふ御趣旨は、十分酌んだ上である。勸案していただいたと思つております。

○江田三郎君 まあ形式ばつた答弁をしたつて仕方がないのです。もう少しこれはお考へになつて頂きたいと思ひます。私はいろいろ問題がありますけれども、他の同僚の委員の質問がありますからしてこの程度で終りますけれども、今の私の質問に対するお答えを通じて見ましても、農林大臣自身もこ

の政府原案に対しては腹の底ではこれとは別のものを考へておられるようでありまして、そういうことはもつと率直にお出し願ひ、今更あなたのはうがこの面子上改めることができないければ、与党の手を通じてでも、或いは内閣委員長の手を通じてでもつと立派な日本農業を育てるような修正をするために私的にも御努力を願ひたいと思つておられます。

○溝口三郎君 行政整理案の決定の順序や方法等につきましては、食糧統制、農林統計等に關連して、橋本長官、根本大臣等からいろいろ御説明があつたのでございまして、まだどこでどういふふうになつて決定されたかといふうなところについては、私納得の行かなうなところがあるのです。食糧統制や農林関係の大きな問題のみならず、農地局関係の整理等についてもどういふふうにして行政整理案がきめられたか、これは整理されるほうから言つて甚だ不安心の点がまだ残つておるのでございまして。橋本長官は整理案は自分できめたのだ。何千という項目について各省の意見も聞いて、閣議でもこれはどうだ、あれはどうだといふようなことについて十分に検討をしてきめたのだといふように説明をしていられるのでございまして、何千という項目についてそれを長官がおやりになる余裕も私はないだらうと思つております。一昨日農林委員会事務局からの説明を聞いたのでございまして、どういふ順序、どういふ基準でやるのかといふことに対して、当初行政整理案については、人事、會計等については三制、現業は一制といふような標準で一応数字を整理して来た。そうして行政

してございます。なお又農地事務局関係におきまして、これが二百三十六名程度の整理でございますが、これも見方によりましては、非常にきついでありますけれども、事務の簡素化と、更には能率増進によつてこの程度でやり得る、かように考へておる次第でございます。なお今後必要とある場合においては増員するかとということであります。これは政府といたしまして、新たな事業を興したり、或いは実質上どうしてもこれは事業を執行するために人手が要するという場合においては、増員するということが当然であると私は考へております。

○溝口三郎君 只今農林大臣から数字を見ながら詳しく御説明を伺いました。が、御尤ものような御説明でございまして、実績は私が申し上げた通りでございます。統制経済等で膨大な人員が戦後増加したという御説明でございしますが、私は統制経済ということではなくて食糧増産等の事業量が非常に殖えて来た、それにもかかわらず人員は画一的な整理で毎年減少して来た、而も現在の農地局の機構は、これは技術行政としては非とも今の各専門の技術を入れて、総合的な、中央から現場まで一直線を通ずる一貫作業としての機構をこしらへた、それをばらばらにして整理をして、大工と左官を別々にしてしまふというようなことになつたら、これは一軒の家が建たんだということをよく御承知になつて、もう一遍お考え直しをお願いしたいのであります。

橋本長官にお伺いしたいのでございしますが、先ほど申しましたように、事務局のお話では各省のアンパ

ランスはそのまゝになつてゐるのだ、細目は行政管理局でわからんから、各省に聞いてもらいたいというふうなお話であります。が、各省間では各局等の率制もあつて、やはり画一的な整理案になつてしまつて、私が現在申し上げたような結果になつておるのでございします。各省のアンパランスというふうなことをよく検討されて、そうしてそれを是正するのが、私は行政管理局の本来の責任だと私は考へております。ただ総定員をきめて、その中で整理案を修正をしてもいいというふうな程度で突つ放してしまふということではなくて、各省のこの検討をするというふうなことが、本当の私は責任ある行政整理案の作成をするべきじゃないかと考へるのでございします。一例を申し上げても、農地局の事情は今申し上げた通り、公共事業を主とした仕事でありまして、或る省においては同じような種類の公共事業をするに一人当りの作業量から見ても、農地局の一人当りの作業量のはうが一・四倍ぐらいになつておる。一方では同じ仕事をやるに一日十時間働くものを、一方のはうは十四時間働かなければ仕事ができない。而も勤務超過を毎日やつていても、勤務超過の予算がないから或る部分は棄権するのだというふうなことでやつて、先ほど申しましたように、災害等が起れば全員が不眠不休で仕事に従事してゐるような状況であるのでございします。こういうふうなものについては、もつと各省間を通じて、そうしてアンパランスのとれた行政整理案を行ふべきであるとは考へるのでございします。仕事の分量等からも言ひまして、先ほど申し上げましたように、農地局関係で約

一割の均一、画一的な整理をするということについては、私はどうしても納得が行かないのであります。こういう事情から見ますと、これは人員の關係、事業量の關係等から言つても、三分か二分くらいまでに私は引上げるべきが當然であるとは考へるのでございします。こういうことに対しては橋本長官からの御意見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) 先ほどお話がございしましたから、先ずそれにお答えを申し上げる前に、私実は自主性の問題についてお話を申し上げたいと思ひます。溝口委員も役人をしておられたので、役所の中のこつこつした事情を御承知だろうと思ひます。これは私自身も行政整理といつたような問題については慎重に自分でも考へなければならぬといひ、それと同時に各省のそれ／＼主管者に対しても、これはなかなか大変なことだと思つて仕事をいたしておるわけでありまして、前々から申し上げましたように、この定員法の改正案は政令諮問委員会において約二カ月に亘りまして事務の整理を基準にいたしまして、一案を作り上げたのであります。で八月の末に退職者の待遇に關しまする定めをいたしますと同時に、或いは又長期欠勤の人たちが整理をされることを防ぐために有給休暇の制度を作るとかいう前提条件を作りますと同時に、この政令諮問委員会の答申案はすでに非常にたくさん項目に従つて、事務の整理に應じて人員を立てましたものを基礎にいたしました。それを参考として簡素化本部において案をまとめるということにいたしましたわけ

であります。でこれを各省に示しまして、それから各省の自発的な意見を求めまして、これはなかなかこれも前にも申し上げましたけれども、自発的な意見としてはこれは抽象的な誤解等がある向きの多くて具体案はできませんでしたので、この政令諮問委員会の答申案を基礎にいたしまして、それにこれはどうだろうか、いいか悪いかといふことを検討いたしました。いろいろアンパランスをとり公平にするようにいたして、そうして総体の人数もやはりだんだん減らしまして、まあ諮問委員会の案が十八万でありましたのを十二万人ぐらいの整理にとどめたわけでありまして、その間において各省の間からこれは自分のほうは多過ぎると言つて、自分のほうはどうも甘過ぎるといふようなお話は一つもありませんでしたので、全部同じ率に、まあこういうときはいつてもそうでありまして、向うのほうは、實質的に見て、自分よりも甘過ぎる、逆のほうから同じ事項について、向うのほうは自分のほうよりも甘過ぎるといふふうな話をしばしば受けたのでございします。いづれもそういう場合に、實質を見まして、凸凹ができません、むしろ一律にするほうが公平であるといふような意見が出ました。これは私自身も行政管理局を持ちますと共に、厚生省を持つております。行政管理局自身につきましても、小人数のところでも行政整理をいたすわけで、その点ではやはり自分のところだといふ／＼と心配しながらやるわけでありまして、厚生省は更に大世帯であります。今の、何か行政管理局長官がきめたということ

を溝口委員が言われましたが、これは私そういうことを申し上げたこともないし、事実そんなことをしたこともないで、私ができることによつてきまるといふようなことは、事実それほど行政整理というものは生やさしいものではないでございしません。もう本当に關係省の間においてこれでよろしいということにならなければ問題というものは、私がきめたつてきまるものではない。で、各省の間に話し合ひをまとめて参つたのであります。で各省それぞれ、御苦心があらうと思ひますが、私が察するに、恐らく最後はこれで段階までは大体において各省の官房長、人事課長あたりの間で苦心しておつた向きが多かつたのではないかと私は想像するのでありますが、これは省によりましていろいろ事情がございしましたのでしよう、恐らくずつとその前に省議を開いて、溝口委員のお説になつたやうな、或いは部長さんか課長さんか知りませんが、そういうところまで呼び集めて農林省内で會議をしながら応待をされたといふことでは或いはなかつたのではないかと思ひますが、これはそれ／＼各省それ／＼のお仕事で違つたので、私のほうで申し上げるわけには参りません。農林省との關係におきまして、八月以来の主として事務局案の折衝で大部分の場合には了解に達することができた。それは細かい項目についてで、最後は私が農林省事務局との間で了承ができたといふつて御察懇談会にかつたものが項目として多分三つあつたと私は記憶しております

員会の皆様にお願ひいたしておきたいことがあるのであります。それは私昨日大蔵大臣に若し定員法が修正によつて元に復した場合においては予算の点はどうするかと言つたときに、それは流用で賄ひ得るといふお答えがありましたが、その場合に項目についていろいろ大蔵大臣は言われておりますが、私もも寡聞ではあります、聞くところによりますれば、この項目の流用のきくのは食糧特別会計だけではないか、こういうような意見もあるわけで、果して大量なこの費目流用ができるかどうかといふことは私も相当疑点を持つております。これは私専門的な知識がありませんので、正確なことは申し上げられませんが、この点は十分予算委員会等において関係のある皆様によつて御検討を得たいと思うわけであります。勿論ここで繰返して申し上げます。期限のないほど私たちは多くの疑点なり意見を持つておりますが、私はもう時間の関係もあり、又内閣委員会自体に余り時間を我々が取つて御迷惑をかけてはいけませんので、これを以て終りたいと思ひますけれども、どうか以上申し上げました私どもの意のあるところを酌量しまして、大臣におきまして、十分善処されんことを希望いたしますして、我々の意見といふ次第であります。

○委員長(河井彌八君) 羽生農林委員長の御発言によりまして、農林委員会との連合委員会はこれで終了したものと認めてよろうと思ひますが、御異存ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

ではこれを以て連合委員会は散会いたします。

午後五時三十七分散会

[The main body of the document contains a large, faint, and mostly illegible text area, likely representing the minutes of the meeting.]

昭和二十六年十二月八日印刷

昭和二十六年十二月十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁